

# 奥能登広域 消費生活センター便り

発行: 令和3年4月12日

奥能登広域消費生活センター  
〒929-2392  
輪島市三井町洲衛10-11-1  
能登空港ターミナルビル4階  
TEL 0768-26-2307

## 友人から「儲け話」の誘い。断り切れず、借金して契約？！

コロナウイルス感染症の影響で職場の休業が続き、収入が激減して困っていた。そこへ、友人が「必ずもうかる」、「簡単にもうかる」と「ネットワークビジネス」に誘われた。

「お金がないなら借金すればいい」と言われ、消費者金融へ誘導され、借金をして契約。商品が自宅へ届いたが、友人が言うようには売れず、借金だけが膨らんでいく。解約したい。



このようなコロナ禍の困窮に漬け込んだトラブルに関する相談が、県内で増えています。先の例のように、消費者金融へ誘導し借金させるなど、大変悪質なケースもあります。

**「儲かる話」を鵜呑みにせず、不必要な契約は簡潔にきっぱり断りましょう。**

不本意な契約を取り消したいとき、借金が膨らんで困ったときなどは、早めに**消費生活センターへ相談**しましょう。消費生活相談員が、問題解決に向けた助言や交渉などを行います。

## 「連鎖販売取引」とは

『友人から良い話があると誘われて説明会に行ったら、商品を購入して会員になり、その商品を知人に紹介すれば利益が得られる。数カ月も頑張ればどんどん儲かるようになる」と誘われた』

これは、「マルチ商法」といわれるものの典型的なケースです。「マルチ商法」という悪いイメージを避けるために、「ネットワークビジネス」と説明し勧誘する場合があります。「マルチ商法」の多くは、「連鎖販売取引」に該当し、特定商取引法によって次のように規制されています。

- クーリング・オフ 20日間**(妨害があった場合は期間延長)
- 勧誘の際の説明に問題があり、契約者が誤認している場合の取消制度
- いつでも販売員を辞めることができる中途解約制度 など

参考 「誌上法学講座—特定商取引法を学ぶ— 改訂第2版」(村千鶴子著 国民生活センター発行)

## 困った！知りたい！ときの相談は

困ったときはいやや(188)までお電話を

奥能登広域消費生活センター 電話0768-26-2307

相談受付時間: 月曜日～金曜日(年末年始を除く) 9:00～17:00

消費者ホットライン 局番なし 188

(お住いの地域の消費生活相談窓口をご案内します)



消費者庁消費者ホットライン  
イメージキャラクター  
イヤヤン